給与所得者等再生による再生計画認可

対象債権の届出期間及び届出債権の認否期間の伸長

令和７年（集）第１号

東京都千代田区六番町15番地
債権届出団体　特定非営利活動法人消費者機構日本
東京都港区港南２丁目16番１号品川イーストワンタワー７階（開始決定時の主たる事務所東京都港区西新橋１丁目２番９号日比谷セントラルビル14階）
相手方　一般社団法人文化芸能国際交流機構
決定の要旨　簡易確定手続開始申立事件における各期間を次のとおり伸長する。
１　届出期間　令和８年１月16日まで
２　認否期間　令和８年４月10日まで
令和７年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告